

	質問	水戸まさし	牧山ひろえ	和田茂	松あきら	はたの君枝
年金	1.年金一元化に賛成・反対	賛成	賛成	賛成	賛成	反対
	2.反対と回答した理由					現状の枠組みのもとで、国民年金と厚生年金・共済年金の「一元化」を行えば、保険料の大幅な引き上げか、給付水準の引き下げになるだけです。年金制度改革で緊急に求められているのは、年金の空洞化（国民年金の保険料未払い者・無年金者が一千万人超）と、低額の給付（国民年金の月平均4万6000円）の水準を変えること。そのため、全額国費による最低保障年金制度を実現させ、その上に、支払った保険料に応じて、一定額を上乗せし、低額年金を底上げる制度を発足させることです。この制度に踏み出せば、低額年金や無年金者の問題、年金制度全体の空洞化など、今日の年金制度が抱える矛盾を根本的に解決する道が開けます。
年金	3.年金の財源はどうか	基礎部分は全額税金で充当	全額消費税を充当する。（基礎年金部分）	基礎年金部分は全額税方式とするが、消費税を目的税化してその財源とすることには反対。まずは軍事関連予算や無駄な公共事業などを削ることによって捻出。	今後も年金と保険料のベストミックスで手当てすべきと考えます。所得税の定率減税の廃止処分などを財源とし、基礎年金の国庫負担割合を現在の3分の一から二分の一に引き上げ年金財政を安定化させる必要があります。将来増大する年金給付へは、年金積立金（2005年現在150兆円）を活用することになります。	年金財源は、大型公共事業や軍事費など、歳出の浪費を削減する、歳入の見直しで、道路特定財源や「所得や資産に応じて負担する」という経済民主主義の原則をつらぬき、大企業や高額所得者に応分の負担を求める、巨額の年金積立金は、高齢化がピークを迎える2050年ごろまでに計画的に取り崩して年金の給付にあてる、などです。
	4.今回の年金支給漏れ問題に対する対策案をどのように考えているか	社会保険庁の所有する個人データを全て対象者に開示することが先決。	一刻も早くコンピューターデータを訂正、受給者・被保険者約一億人に25年未満の給付で受給できない人にも、納付履歴を送付・チェックを求める。消えた年金記録は納付の証明を加入者だけに求めるのではなく政府にも責任を負わせる。基本的に加入者の証言を尊重して認定作業を進める。	社会保険庁の姿勢の転換（国民の掛け金を預かっており、支給する義務がある） 現在の受給者、近い将来の受給者（たとえば58歳以上）全員に直ちに年金記録を送付し、本人に確認を求める これからの事務処理のための緊急増員をおこなう。要員が不足する時は国民ボランティアを募る。	「しゃくし定規な対応ではなく受給者と立場に立ってできることは全ておこない、国民の不安解消に全力を作るべき」と判断し、年金時効特例法案を議員立法。 来年5月までに記録を徹底照合 窓口・電話など相談体制強化 証拠なく手も第三者期間で判断 統合経費等に保険料使わず	国民の公的年金への信頼を揺るがす大問題。対策としては、従来からの当事者任せでなく、政府自ら解決をはかることを基本にし、年齢を問わず、すべての加入者（無年金者も含め）についての調査、「宙に浮いた」年金記録の情報をきちんと該当者に示す、物証がなくても会社の同僚の証言など状況証拠に基づいて解決する、国の責任でただちに身近な相談窓口をつくる、国の責任逃れを許さないため社保庁解体は白紙に戻す、ことを求めています。
少子高齢	1.2006年の介護保険制度見直しの問題、時期見直しへの課題	改正法施行以来、介護ベッドや電動車いすの貸しはがしが横行する等危機的な状況にある。さらに現場では低賃金や過酷な労働条件を背景とする人手不足が深刻。次期見直しにはこれらの点の改善が必要。	今回の改正で「介護の社会化」という理念は変質してしまった。介護予防という名のサービス削減を防ぐため、早急に実態調査を行い、要介護認定のバラツキをなくすなど、実態に即した見直しをおこなう。	もともと逆進性が強く、低所得者にとって利用しにくい仕組みである介護保険が、見直しでさらにその欠陥が増幅された。「介護の社会化」と「利用者の自己選択」を原則にして制度を見直すべき。 例：介護給付額の国庫負担率を引き上げ（25→30）地域密着型サービスの充実等。	制度の持続性を高めるための見直しがおこなわれたものと考えます。介護予防事業の拡大と新予防給付の充実を図る必要があります。小規模多機能型居宅介護事業の促進も図る必要があります。引き続き、保険料のあり方や障害者の制度との関連は議論されていると聞いております	改悪介護保険法は、施設入所者から「ホテルコスト」の名目で居住費、食費を全額徴収し、「新予防給付」導入を名目に軽度者が利用する訪問介護サービスを制限するなど、国庫の支出削減を目的に給付削減と国民負担増ばかり押し付けるもの。そのため、以下の課題があります。要介護1以下の軽度の方の福祉用具（介護ベッド、車いすなどの貸与）の取り上げと介護サービス（ヘルパーなどの利用時間・回数減）の利用制限を中止、国庫負担割合を引き上げ（現行25%から30%へ）保険料値上げを抑え、減免制度を充実、認定されてもサービスが利用できない異常事態（軽度者のケアプラン作成・ケアマネジャーに支払われる報酬が半減に、07年4月以降1人8件に限定したため、「ケアマネ難民」が続出）を改める、施設の利用

水戸まさし

牧山ひろえ

和田茂

松あきら

はたの君枝

年齢 社会						料負担を抑え、施設不足を解決する、などの諸課題を次期見直しを待たずには是正すべきです。
	2.子育て支援で一番重要な政策は何？	ワークライフバランス：適正かつ柔軟に働けるような労働環境の整備。 チルドレンファースト：子どもが心身ともに安全に暮らせる・育つ環境整備	安心して子どもを産み・育てる環境づくりに向け、出産に係わる費用の自己負担をなくし、小児科医療の拡充、ニーズに応じた保育など。経済的、精神的負担の軽減をはかる。	長時間労働を原則禁止とするような労働政策と、保育所・学童クラブ等の充実。企業が従業員の福祉の担い手となっていた事は終わり、社会が責任を持つことが大切になっていることを考えれば、児童手当も大幅に増額することが必要。		安心して子どもを産み育て、仕事と家庭生活の両立を支援すること。そのため、子育て世代の不安定雇用と長時間労働の是正、経済的支援としては児童手当の拡充や国による小児医療費助成の制度化、保育所増設・学童保育支援の充実、子育て支援センターなどの充実が求められます。
分権	自治体の裁量権を拡大するために、どのように分権を進めるべきだと考えるか	第一にヒモ付きの補助金を廃止し、自由に使えるお金を市町村に交付する仕組みに変える。第二に旧自治省出身官僚が過半数の都道府県の財政課長を占める現状：官官の天下りを改め、自治体独自の人材養成システムを作る。	財源を移譲する。	自治体の独自事業について国が判断して地方交付金などを増減することができる仕組みを変える。評価は住民がおこなうべき。	権限と財源の観点が必要ですが、特に三位一体改革をより一層すすめて、地方財源の確保をさらに進めることが必要と考えます。	地方自治体の自主性を高めるためには、事務権限の委譲、税財源の措置、国の関与の縮小が欠かせません。ところが、政府が「分権」の名で推進した「三位一体改革」では、国が責任を持つべき福祉や教育などの国庫補助負担金を縮減し、税源委譲は3兆円規模にとどめ、地方交付税を大幅に圧縮し、地方財政を圧迫するだけです。国から地方への税財源委譲が分権を推進する上で、重大な課題となっています。また、同時に、財政上の地方格差を是正する上で、地方交付税の「財源保障・調整」機能を充実するとともに、自治権の強化・確立が必要です。
	1.憲法を改正する必要があるか	必要	必要ない	必要ない	必要	必要ない
憲法	2.「必要がない」理由		9条の改憲は反対。環境権、知る権利など、加えることについては賛成。	平和憲法を基礎とした民生中心の社会、経済発展以外に大多数の日本人が幸福になれる道がないから。改憲（特に9条）の道は戦前型、あるいはアメリカ型の軍事費に多大な予算を消費し、福祉を中心とした国民生活を破綻させる道。		憲法はかつて日本がひき起こした戦争の痛苦の教訓のもとに、二度と国権の発動による戦争を繰り返すまいと誓ってつくられた、世界に誇るべきものです。今日、問題になっているプライバシー権や環境権なども、「幸福追求権」などの基本的人権保障の条項によって対応されており、何ら変える必要はありません。
	3.「変える必要がある」理由	環境権等新しい人権に、現行憲法では対応しきれない。又、生存権の具体化など人権を実体的に保障する改正は必要不可欠と考えている。			制定後60年が経過し、足らざるを補う必要が生じていると考えます。その意味で公明党は「加憲」を主張しています。	
憲法	4.理想を掲げて現実を理想に近づける憲法の	具体的に人権を保障するために憲法もまた不磨の大典であってはならないと考えている。	現実が憲法と合わないということであり、憲法を現実にあわせるという発想は最高法規としてなじまない。	私はその中間だと思う	環境権やプライバシー権、国際貢献などの観点を必要に応じて加えることを十分議論するべきと考えます。	その通りです。憲法の「戦争放棄」と「戦力不保持」の9条は、先の大戦の痛苦の教訓から国のあるべき姿を掲げたものであり、大戦終結後の国連憲章の平和理念を反映し、わが国国民の強い決意を示したものです。決して、達成できない現実離れたものではありません。現に、イラク戦争の泥沼化以来、武力によらない国際紛争の解決を求める声は今や世界の趨勢です。憲法の規定と現実が合わなくなっている問題は、

水戸まさし

牧山ひろえ

和田茂

松あきら

はたの君枝

	水戸まさし	牧山ひろえ	和田茂	松あきら	はたの君枝	
	考えに対しての「見解」				違憲の自衛隊の存在や「文化的で最低限の生活」を規定した生存権保障、労働基本権などの人権保障など数多くありますが、それらは、自民党政治によってひき起こされている矛盾です。それらの矛盾解決は、国民的たたかいによってこそ実現されるべきです。	
憲法	5.9条2項を変えらるることに賛成・反対	反対	反対	反対	反対	
	6.99条についてどのように考えるか	そもそも憲法とは国家権力から国民の人権を守る装置であり、公職にある者の憲法尊重擁護義務を定めた憲法第99条は、尊重すべき条文である。	当該の人たちはこの条文を重く受け止め、厳正に守るべき。	とても大切なものです。	今後も、当然引き継がれるべき条文と考えます。	近代憲法は、国民に対する命令でなく、国家に対する命令、権力を規制する、公務員の活動をしばるものとして規範されているというのが定説です。その意味で第99条は、「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」という対象者を「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」にしていることは重要であり、安倍首相はじめ現閣僚は遵守するべきです。
憲法	7.憲法に国民の規範意識（国柄）を盛り込むことについての考えは？	各々の国に歴史があり、国柄について否定すべきでないが、思想信条の自由に配慮して、慎重を期すべき必要がある。	必要ない。	内容によるが、現時点で前文以上のものを作る必要性を認めない。	今後も、当然引き継がれるべき条文と考えます。	憲法で、国民の規範意識を押し付けることは許されません。「国柄」というのは、安倍首相もよく使っていますが、改憲派の急先鋒「日本会議」の「めざすもの」にあるもので、戦前・戦時の「国体」の言い換えです。つまり、天皇を頂点にいただき、子どもと一般国民は「教育勅語」で、軍人・兵隊は「軍人勅諭」で統一され、国全体が一致団結していた、それが日本という国の美しい伝統だった、という思い込みと憧れから、改憲で実現しようとしているものです。とんでもない時代逆行であり、世界から孤立する道を歩むものであり、到底許されません。
	8.改正賛成の人は、時期はいつと考えるか？	事の重要性に鑑み、国会で議論を十分に尽くした上で、初めて国民に問うべきであり、時間が必要である。			改正に当たっては何よりも国民の理解と納得が前提であり、拙速は慎むべきであると考えます。	